

○厚生労働省告示第五百二十五号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第1の1の1の(2)中「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」を「メタボリックシンドローム」に改める。

第1の2の1の(2)中「(第2の3及び第3の1において「メタボリックシンドローム」の該当者及び予備群」という。)」を削る。

第2の1中「平成24年度」を「平成29年度」に改め、同一の1中「、法第7条第2項に規定する共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団」を「及び法第7条第2項に規定する共済組合」及び「80%」を「90%」に改め、ただし書を削り、同一の3中「65%」を「60%」に改め、同3を同一の5とし、同一の2中「、健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）」、船員保険及び国民健康保険組合」を「及び船員保険」及び「70%」を「65%」に改め、同2を同一の4とし、同一の1の次に次のように加える。

- 2 健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定健康診査の実施率 85%以上
- 3 国民健康保険組合の加入者に係る特定健康診査の実施率 70%以上

第26条第11号「平成24年度」及び「平成29年度」並びに「目標についても、これを」及び「目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を」と並びに「同」並びに「の」並びに「」並びに「」。

- 1 健康保険組合（健康保険法第11条第1項の規定により設立されたものに限る。）及び市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率 60%以上
- 2 法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率 40%以上
- 3 全国健康保険協会が管掌する健康保険、健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率 30%以上

第26条第11号「平成24年度」及び「平成29年度」並びに「10%」及び「25%」並びに「の目標についても、これを踏まえて設定すること」及び「は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい」と並びに「」。

第3の1中「、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」を「及び特定保健指導の実施率」に改める。